

会議所 12月の動き

- 1日(火)・新発田市市民活動支援
会議
・税理士会・商工会議
所・商工会合同懇談会
- 2日(水)・城下町しばたスポーツ
フェスタ実行委員会
- 3日(木)・㊦資金審査会
- 4日(金)・学)新発田中央高等学校
評議員会
- 7日(月)・青色申告会職員研修会
- 8日(火)・正副会頭会議
- 10日(木)・新発田警察署 年末特
別警戒活動出動式
・(株)しばたショッピング
センター店舗運営管
理協議会
・社会福祉法人二王子会
第123回理事会
- 14日(月)・義士祭
- 15日(火)・新発田商工会議所青年
部臨時総会
- 16日(水)・日商委員会(～17日)
・第6回「食のアスバラ
横丁、味めぐり」開催
実行委員会幹事会
- 17日(木)・㊦資金審査会
- 21日(月)・新発田地区防災協議会
常任理事会
- 24日(木)・第7回「食のアスバラ
横丁、味めぐり」開催
実行委員会
- 25日(金)・社福)加治川郷 第2回
評議員会、第4回理事会

忘れていませんか? リサイクルの申込!

～平成22年度の再商品化委託申込受付中～

申込期間：平成21年12月16日(水)～平成22年2月8日(月)

容器包装リサイクル法により、下記「容器」「包装」を使って商品
を売ったり、「容器」をつくっている事業者は、再商品化(リサイクル)
の義務を負う可能性があります。但し、小規模事業者は除きます。
※【再商品化(リサイクル)の義務】を負う特定事業者に該当する
か否かは、(財)日本容器包装リサイクル協会コールセンターにご
相談ください。

●食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、
医薬品、化粧品等の製造事業者

●小売・卸売業者

●びん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者

●輸入事業者(容器や包装が付いた商品の輸入等)

●テイクアウトができる飲食店・通販業者など



なお、「特定事業者」でありながら、再商品化義務を履行していない
場合は、平成12年4月の「容器包装リサイクル法」の完全施行時まで
遡及して義務を履行していただく(再商品化委託申込を行っていただく)
必要がありますのでご注意ください。

申込み：新発田商工会議所 TEL：22-2757

問合せ：(財)日本容器包装リサイクル協会

●法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談は、
TEL：03-5251-4870

●委託申込関係書類の請求は、TEL：03-5610-6261

ホームページURL：<http://www.jcpra.or.jp>

リサイクル協会

で検索、再商品化委託申込に関する情報を掲載しています。